

暮らしとこころの相談会

9月6日(火)7日(水)、広島駅南口エールエール地下広場で、広島弁護士会主催、当法人共催にて「暮らしとこころの相談会」を開催しました。1日目は面談48件、電話2件、2日目は面談42件、電話2件で合計94件の相談がありました。



イベントで二胡演奏いただいた

いた吉田優子さん

今回は、台風の影響で、非常に蒸し暑い中、社会福祉士の米澤恭子(よねざわやすこ)さんより、お話を伺いました。

T: こんにちは。米澤さんは、社会福祉士ですね。社会福祉士の一般的な業務内容について教えてくださいませんか？

米澤: はい、簡単に言えば、生活相談を受けて、福祉制度を案内したり、知的障害や認知症の方の成年後見人として活動したりしています。

T: 米澤さんは、それ以外にも夜回り活動やシェルターの運営をされていると伺っていますが、もう少し詳しく教えてくださいませんか？

米澤: はい、夜回り活動というのは、週1、2回、広島駅や中央公園、平和公園、本通りなどを回って、路上生活者の方などに声をかけ、食事と入浴のサービスを提供するというものです。夜回り活動そのものは1980年代ころから始まったときいています。現在は観音本町にある暁の星幼稚園を拠点として、4月から10月までは月2回水曜日、11月から3月までは毎週水曜日に行っています。シェルターは横川駅近くの民間のビルを借りて運営しています。

T: 本日は、どのような相談を受けられましたか。

米澤: 今日はまだ1件しか相談を受けていないのですが、ご家族の介護をしている方からの相談で、1人きりで介護をするの辛さを涙ながらに語っておられました。

T: 地下広場での相談会での相談のなかで、深く印象に残っているものがあれば教えていただけませんか？

米澤: そうですね、1、2年前に女子大生から相談を受けたことがありました。私と同じ社会福祉士を目指し、奨学金とアルバイト代で学費をまかなっていたのですが、母と姉と3人暮らしだったところ、経済的にも親子・姉妹関係としても困窮してしまい、家族が崩壊して、母と姉はどこかへ逃げてしまい、その子だけが1人自宅に取り残されたという事案でした。生活保護を申請しなければ、明日の食事にも困るような状況だったのですが、「生活保護を受けるのであれば、大学を退学なさい」と言われたとのことでした。私は、かける言葉もなく、「夢をかなえる道は大学以外にもあるから」と慰めてはみたものの、彼女の気持ちを考えるといたたまれない思いで一杯でした。

T: そうでしたか、将来安定し自立した生活ができるよう大学なり専門学校なりで懸命に頑張っている若い人たちが、「金がないなら、すぐに働くべき」といわれる事案は何件も見ています。貧困の連鎖を断ち切るために、志を持つ人がきちんと学べる制度を整えなければ、この国の将来はないですよ。(T)

【相談会の相談内容】借金15件、相続12件、損害賠償11件、こころ10件、生活苦9件、生活保護8件、労働5件、子育・介護5件、離婚5件、医療・病気5件、年金4件、後見4件、住まい・空き家3件、DV・虐待3件、近隣関係3件、消費者被害3件、依存2件、賃貸借1件、境界1件、

【性別】男性34人、女性52人、不明8人

【年代】10代(1人) 20代(1人) 30代(4人) 40代(7人) 50代(15人) 60代(26人) 70代(20人) 80代(7人) 80代(7人) 不明(11人)

【知的媒体】1位34人通りかかり、2位15人法テラス経由、2位15人チラシ、4位7人生活と健康を守る会

雇用確保のために思い切った取り組みを

1、問題意識

私たちは、貧困の根絶のためには、①社会保障の充実とともに②雇用の確保が必要ではないかと思っています。しかし、雇用の確保とは言っても私たちの運動から雇用を創出することは不可能だと思います。そこで、関心をもったのが、大阪府豊中市における雇用確保のための取り組みです。簡単に言えば、仕事を求めている人に対して、一週間から数ヶ月間『体験入社』をしてみるという制度です。それを行政が中心になって取り組んでいるというものでした。企業側のメリットは、人材の確保が確実にできること。労働者側のメリットは、自分のやりたい仕事を求めやすくなること。その両者を行政がつなぐものですから、お互いに安心感があるというものでした。

2、広島市の現状と問題点

広島市の就労支援の現状はどうかといえば、**生活保護受給者の就労支援については**、主に生活課の担当ケースワーカーの判断によって、ハローワークの担当者に引き継がれます。しかし、半年を過ぎても就職に至らなかった場合は、『就労準備支援』①となり、広島市の委託を受けた企業に引き継がれていきます。

ところが、広島市から委託されている民間の派遣会社やハローワークは、どうしても年間の就労実績が問われることになり、実績ありきになりがちです。このことは、実際に就労支援を受けた人の体験を聞いてみるとわかります。最初の1ヶ月は懇切丁寧な対応、2ヶ月目あたりから、『もうそろそろ決めないと』プレッシャーをかけられて3ヶ月を過ぎると『生活保護の制度は国民の税金で運用されているんですよ!』と、説教調に様変わりしてきます。こういう状態だから、就労しても3ヶ月ほどで離職

する人が半数以上だと言われています。実際には追跡調査もされていないため、実態の把握もできていません。これでは、本当の意味での『就労支援』とはいえません。

3、豊中市での利点と広島の改善点

このような中で全国的に話題になっているのが『体験入社』をするという『豊中方式』といわれているものです。求職者にとっては、違った職種に就職する場合、大きな決断が必要となります。その際、『体験入社』は、自分の思わぬ能力を見つけるきっかけになり得ます。企業側にとっては、安心して新たな活力を得る絶好の機会となっているのです。お互いに体験入社を通じて確信をもてた場合にのみ正式雇用契約を結ぶのです。定着率が高いのもうなずけるような気がします。



広島でこの『豊中方式』をモデルとして『中間的就労』とも呼ばれる『就労訓練事業』②の推進が求められています。ところが、全国的には生活保護世帯も対象とされているのに、広島では**生活保護世帯は「就労訓練事業」を利用できないのです。**

また、人口30数万の豊中市で就労支援に携わる人員は20人近く、人口比にすれば広島では、70人体制が求められます。就労訓練事業の受入先についても現在数社という貧弱さです。

『就労支援』というからには、求職者に「やれやれ!」「行け行け!」とかけ声だけかけていたのでは進みません。本当に当事者の立場に立った、きめ細かい支援が求められます。
(K)

【用語解説】

①就労準備支援事業

生活保護受給者及び生活保護に至る前の生活困窮者であって、基本的な生活習慣や社会的能力、就労意欲などの面で就労に向けた準備が整っていない者に対し、**広島市の委託を受けた派遣会社が**就労に向けた基礎能力の形成からの支援を段階的に実施する事業。

②就労訓練事業

生活困窮者（生活保護受給者を除く）であって、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された方に対し、**自治体から認定を受けた訓練事業所において**適切な配慮を行いながら、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練や生活支援、健康管理の指導等を実施する事業。

※「就労準備支援事業」と「就労訓練事業」の違いは？

本人の状況に応じて、①柔軟な働き方を認めるか否か②適切な配慮をするか否か、が最大の違いです!

反貧困ネットボランティア体験記

横山 繁

インターネットで知った、知人から聴いた、弁護士や保護司から紹介してもらった等々。保護を必要とする人たちが、次から次へと反貧困ネットワーク広島事務所のドアを叩いてきます。非正規社員として働き続けたが、会社の突然の通告で派遣切りにあい、寮を出ざるを得なくなった人。頼る人もなく、手持ちの資金も無くなってしまったといいます。また、ある人は、働きながら親の介護をしていたが、ご自身が病気になり入退院を繰り返す中で貯金が底をついたそうです。各地の公園で寝泊まりしながら、設置されたトイレ脇の水道の水で喉の渇きを癒していたという人は、着替えの持ち合わせも無く、着の身着のまま、すり減ったズック靴をはき、やっとの思いで我々の事務所にたどり着きました。

派遣切り、離婚、病気、DVなど何らかのきっかけによって、様々な年齢層の男女がセーフティネットの網の目から零れ落ちていきます。いわゆる普通の人たちが自分の生活を立て直したい、自分を取り戻したいと必死にもがいても、瞬く間に生活が崩壊していく事態が各地でおきているのです。

これまでテレビ、ラジオのニュースや新聞などの情報メディアを通じ「生活保護」や「貧困」などの言葉を耳にするに付け、少しは心を動かされてはいたものの、実際に接してみるまでは、他者の境遇にまで想いを馳せることもなくこの年齢になるまでなんと長い歳月を過ごしてきたことか。反貧困ネットワークの活動に関わって五ヶ月。生活保護申請同行、家探しのお手伝いやシェルターへの送り迎えに生活保護裁判の傍聴等。この間、私が当事者に関わって見聞きしたことは、自分自身の生き方を主体的に顧みるまたとない機会を与えてくれました。

八月のある日、強い日差しが照り付ける夏の昼下がり、ある方の生活保護申請に役所へ同行したときのことで。ケースワーカーさんとの話し合いで保護の申請が受理され、帰りにシェルター（緊急避難所）に送っていた時、狭い部屋ではあるが一時的ながらも腰を落ち着けることができたことに、「長い間お風呂に入っていなかったのが本当に夢のようだ。今日は、ゆっくりとお風呂

に入って柔らかい布団で体を休めたい」との、その方の安堵の表情が忘れられません。事務所に来られた時には不安で強張っていた顔に笑みが浮かび、本当に心からホッとされているようでした。

シェルターでは食事（一日三食）はつくものの、量や質、栄養面でしっかり保障されているとはいいい難く、又生活に必要な日用品（洗剤・ティッシュ・トイレットペーパー等）もストックがまだまだ不足しています。これらの物資は、社会の人たちの寄付で賄われています。現金（額は問いません）や食材（米・缶詰・レトルト食品等）の寄付なども量の多少にかかわらず随時受け付けています。支援の輪が少しでも広がれば、私たちの活動にとって大きな力や励みになります。

私は、今国民の生活がじわじわと危ない方向に確実に進んでいるように思えてなりません。反貧困ネットワークの活動に関わり、その中で社会保障を学べば学ぶほど、今の政権のやろうとしていることは、我欲をむき出しにした非常に危険なことであることを最近とみに感じられてならないのです。大企業優遇や時代錯誤的な経済成長をめざすなど、身の丈以上に枝葉を伸ばし花や果実を無理に実らせても、若者が将来に希望を抱けず不安の中で自分の夢を描くことできないまま肝心の生活が疲弊していけば、いずれ根が腐り大きな木もどつと音をたてて倒れてしまいます。

誰もがその日その日を穏やかで丁寧に暮らし、生きることの質が保障される社会であってほしい。多数派（権力を持つ側）の価値観で声を上げづらい人たちを切り捨てる社会であってはならない。そのためには、短期的には大きな方向転換は望めないとしても、社会のあり方に問題意識を持ち、あきらめないで継続して声を上げ続ける地道な歩みが、今の私たちにできる唯一の方法だと思います。誰もが自分と同じようにはかけがえのない人生を生きようとしていることを忘れず、少しでも誰かの喜びや幸せに繋がるような関わり方をこれからもしていくことができればと思っています。



今後の相談会の予定 (いずれも会場は広島駅南口地下広場、時間10:00~17:00)

2016年12月 6日(火)・7日(水) 年末年越し相談会(反貧困ネット主催)

2017年 3月28日(火)・29日(水) 暮らしとこころの相談会(弁護士会主催)

2017年 6月13日(火)・14日(水) まちかど生活相談会(反貧困ネット主催)

相談会イベント募集のお知らせ

相談会会場は、イベント広場となっているため、両日とも、昼12:00~12:30と16:30~17:00の1日2回、イベントを行っています。舞踊、楽器演奏、歌、ダンスなど、出演して下さる方(団体、個人問わず)を募集しています。皆様の出演協力をお待ちしています。

※出演希望の連絡先は下記事務局までお願いします。



これまでのイベントの様子です。

会費・寄付振込先

正会員(個人) 年会費 2,000円

正会員(団体) 年会費 5,000円

賛助会員(個人) 年会費 5,000円

賛助会員(団体) 年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通3235401 反貧困ネットワーク広島

郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

シェルター開設をした2009年5月以降の、シェルター11室利用者のべ人数(2016年9月15日現在)

年代	男性	女性	合計
10代	7	15	22
20代	79	40	119
30代	152	39	191
40代	173	51	224
50代	155	37	192
60代	91	27	118
70代	33	11	44
80代	6	4	10
不明	16	27	43
合計	712	251	963

単身 875名 夫婦 31名 親子 57名

お願い

当会では、お米、インスタントラーメン、そうめんなど保存食やタオルなどの寄付も随時おまちしています。

また、パジャマ又はスウェット上下や冬用の男性用コートを必要とされる方も多いため、不要な物(清潔であれば中古でも結構です)があればご寄付を御願います。

寄付食材などのお届け先: 〒730-0051 広島市中区大手町5-16-18

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局 相談専用電話

広島市中区東白島14-15NTTクレド白島ビル7階

広島総合法律会計事務所内

電話:082-227-8181 FAX:082-227-1200

090-4890-1579

平日10:00~17:00

